平成２６年（フ）第３２０号
埼玉県朝霞市本町２丁目25番８号　佐々木ハイツ106、旧住所埼玉県朝霞市本町１丁目９番22号　パーシモンハイム203
債務者　青木　愛子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
埼玉県鴻巣市生出塚１丁目２番４号
債務者　今井　孝枝
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
埼玉県三郷市三郷１丁目１番地６　ライオンズマンション三郷駅前1404号
債務者　立花　雄樹
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
埼玉県春日部市緑町４丁目９番３号
債務者　川鍋　祐輔
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目10番６号　チュリス越谷401号
債務者　安藤　敏幸
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目10番６号　チュリス越谷401号
債務者　安藤　芳子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
埼玉県越谷市蒲生１丁目11番４号　カーサベルデ102号
債務者　中島　利昭
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
埼玉県八潮市大字上馬場10番地２　斉藤ビル203号
債務者　鈴木きよ子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
大阪府岸和田市岡山町1027番地の11
債務者　向阪　三次
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
大阪府岸和田市岡山町1027番地の11
債務者　向阪　寿代
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目26番19号リバーサイド忠岡Ｂ―205、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目18番34号
債務者　小川シズヱ
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
大阪府貝塚市久保80番地　７棟206号
債務者　江田　俊一（旧姓西谷）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
大阪府泉南郡熊取町五門西１丁目３番31号
債務者　堂馬　久夫
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３１７号
札幌市北区新琴似１条１丁目５番19号　桑田マンション305号
債務者　加藤　栄子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５号
北海道恵庭市文京町１丁目４番８号
債務者　小島　由香
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８号
札幌市北区北32条西２丁目３番22号　センチュリー32―205号
債務者　奥平　恭士
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０２号
札幌市西区二十四軒１条６丁目10番９号　古瀬荘201号
債務者　神　百合子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで札幌地方裁判所民事第４部